

室外機景観対策補助事業

室外機の景観対策に補助金が交付されます！

鴨川は川と人の営み、山並み等が一体となり、中でも二条大橋から五条大橋の区間は京都の夏の風物として有名な鴨川納涼床もあり、情緒豊かな景観を形成しているため、平成26年3月14日に京都府鴨川条例に基づき景観配慮の要請に係る区域に指定されたところです。

この区間の室外機等については、良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められているため、京都府では、二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）に面している冷暖房機の室外機について、目隠し等の景観対策の際に、施工費等に対して一定の補助（裏面を参照ください。）を行うことといたしました。

※京都府や京都市の許可等が必要となる場合がありますので、まずは御相談ください。

【補助対象者】

二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）の河川区域に隣接する土地所有者又は使用者が構成員となっている団体（事業協同組合、町内会、自治会その他の団体）

【補助対象経費（裏面も参照ください）】

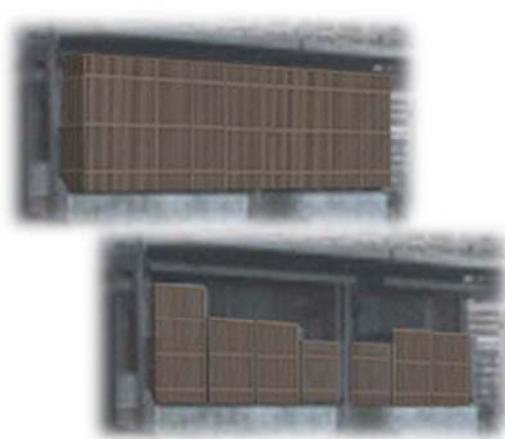
二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸（西側）に面して建物1階以下に設置されている冷暖房機の室外機に対して行われる塗装、撤去、河川区域から見るできない場所への移設、目隠しの設置に要する経費（最低自己負担額：1建物当たり1万円）

【室外機対策例】

木製（府内産木材以外）
又は金属製の目隠しの
設置に要する経費

経費の **1/2** 以内で最大
1万5千円/台の補助
（例：3万円→自己負担1
万5千円に）

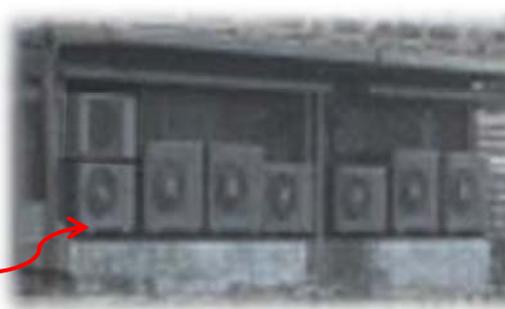
柵で囲う



木製（府内産木材
のみを使用する
場合に限る。）の
目隠しの設置に
要する経費

経費の **8/10** 以内で
最大 **3万円/台**の補助
（例：4万円→自己負担
1万円に）

色を塗る



塗装に要する経費

経費の **1/3** 以内で
最大 **1万円/台**の補助
（例：3万円→自己負担
2万円に）

室外機を塗装し、
かつ、木製（府内
産木材のみを使用
する場合に限る。）
の目隠しの設置に
要する経費

経費の **10/10** 以内で
最大 **4万円/台**の補
助（例：5万円→自己
負担1万円に）

【補助率】

〈 景 観 対 策 〉

〈 補 助 率 〉

室外機を塗装し、かつ、木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しの設置に要する経費

10分の10以内
（室外機1台当たり4万円を上限）

木製（府内産木材のみを使用する場合に限る。）の目隠しの設置に要する経費

10分の8以内
（室外機1台当たり3万円を上限）

木製（府内産木材以外）又は金属製の目隠しの設置に要する経費

2分の1以内
（室外機1台当たり1万5千円を上限）

撤去、河川区域から見るできない場所への移設に要する経費

2分の1以内
（室外機1台当たり1万5千円を上限）

塗装に要する経費

3分の1以内
（室外機1台当たり1万円を上限）

河川計画上浸水のおそれのある高さに設置されている場合などは補助の対象となりません。また、京都府や京都市の許可が必要となる場合もありますので、まずは京都府京都土木事務所へ御相談ください。

【補助金交付までの流れ】

- ① 京都府京都土木事務所に相談（補助対象かどうか、許可等が必要かどうかを御確認ください。）
- ② 申請（申請書と見積書等の必要書類を京都府京都土木事務所管理室に提出してください。）
※施工前に交付決定を受けていただく必要があります。
- ③ 補助金の交付決定
- ④ 施工（申請どおりに目隠しの設置等を行ってください。）
- ⑤ 報告（報告書と領収書等の必要書類を京都府京都土木事務所管理室に提出してください。）
- ⑥ 補助金の交付（団体の代表者の方へお振込み）

【お問い合わせ】

京都府建設交通部河川課管理担当 075-414-5284

京都府京都土木事務所管理室 075-701-0102

【補助制度の御案内】

<http://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/kasenhojyo.html>

